

## お 知 ら せ

## PCB使用安定器の掘り起こし調査に係る周知・協力のお願い

## 環境省 中国四国地方環境事務所

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度PCB廃棄物)については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)を活用し、処理が行われています。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)において、高濃度PCB廃棄物のうち、PCB使用安定器の北九州事業エリアの処分期間は**令和3年(‘21年)3月31日まで**と定められており、PCB使用安定器を使用・保管する事業者の方は、この期間内にPCB使用安定器を処分しなければなりません。

PCB使用安定器を使用した照明器具については、昭和52年3月以前に建築・改修された建物に使用されている可能性があることが判明しています。該当する建物については早急に高濃度PCB使用安定器の使用の有無に係る調査を行うことが必要です。このため、広島県、広島市、呉市、福山市では、未処理の高濃度PCBが使用された安定器等の有無を網羅的に把握するための調査(掘り起こし調査)を、該当する建物を所有する事業者に対して実施しているところです。

なお、照明器具におけるPCB含有の有無の判断方法等については、以下の参照先等を御活用下さい。

また、環境省の「PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業」(下記③)において、照明器具のPCB含有有無に係る調査及びPCB含有安定器を使用する照明のLED照明への交換工事に対する一部補助事業を実施しています。経済産業省の「電力需要の低減に資する設備投資支援事業」(下記④)についても併せて周知いただきますよう、お願いいたします。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、趣旨について御理解をいただき、高濃度PCB廃棄物等の期限内処理に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 【問合せ先及び参照先】

- ① JESCOへのPCB廃棄物の登録等について  
JESCO PCB処理営業部 登録担当 TEL:03-5765-1935  
ホームページ:<http://www.jesconet.co.jp/>
- ② 照明器具のPCB使用有無に係る判定方法について  
(一社)日本照明工業会 TEL:03-6803-0685  
ホームページ(PCB使用照明器具に関する情報)  
<http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>
- ③ PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業について  
(一社)温室効果ガス審査協会 TEL: 03-6261-4381  
ホームページ(公募情報4月下旬公表予定):<http://www.gaj.or.jp/eie/rule/index.html>
- ④ 設備単位(高効率照明)での省電力設備導入事業について  
(一社)環境共創イニシアチブ(SSi) TEL: 0570-055-122  
ホームページ(公募情報5月中旬公表予定):<https://sii.or.jp/shodenryoku31/>

<下記チラシ(行政窓口他も記載)もご参照ください。>

● 昭和52年3月以前に建てられた工場・ビル・倉庫等をお持ちの皆様へ!!